大型フリーローン１０００

２０２５年４月１日　現在適用中

１．商品名	大型フリーローン１０００
２．ご利用いただける方	・以下の①～④の全ての要件を満たす方 ①申込時年齢満２０歳以上、完済時満７６歳未満の方 ②安定継続した収入のある方 ※専業主婦（安定継続した世帯収入のある方）の方もお申込みいただけます ③当金庫の営業地区内に居住または勤務する方 ④保証会社の保証を受けることのできる方
３．お使いみち	・自由（事業性資金は除く）
４．ご融資限度額	・１０万円以上１，０００万円以下（１万円単位） ※専業主婦の方は５０万円以下
５．ご融資期間	・６ヵ月以上１０年以内（１ヵ月単位）
６．ご融資利率	・固定金利 ・当金庫所定の利率を適用させていただきます（審査の結果決定いたします）
７．ご返済方法	・毎月元利均等返済方式、または元利均等ボーナス併用返済方式 （元金の５０％まで、年２回６ヵ月毎のボーナス返済可）
８．担保・保証人	・担保・保証人ともに必要ありません
９．保証会社	・株式会社ドコモ・ファイナンス
１０．保証料	・ご融資利率に含みます
１１．ご用意いただく書類	①本人確認資料　運転免許証　※取得していない場合は下記のいずれかも可 個人番号カード・パスポート・健康保険証・運転経歴証明書 顔写真付住民基本台帳カード ②所得証明書（ご融資金額300万円を超える場合および保証会社が審査において必要と判断した場合は下記のいずれかが必要） ・源泉徴収票・確定申告書・課税証明書・地方税支払通知書・給与明細書の写し等
１２．金利情報の入手方法	・当金庫ホームページをご覧ください
１３．苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さま相談担当（電話:0120-06-1152 9:00～17:00）にお申し出下さい。 【紛争解決措置】 東京弁護士会 紛争解決センター（電話:03-3581-0031 9:30～12:00／13:00～15:00）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588 10:00～12:00／13:00～16:00）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249 9:30～12:00／13:00～17:00）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さま相談担当または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825 9:00～12:00/13:00～17:00）にお申出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停） ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停） もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さま相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ下さい。
１４．その他参考となる事項	・お申込に際しては、審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。 ・ご返済の途中で繰上返済等返済条件を変更された場合には、「各種手数料のご案内」記載の事務手数料をお支払いいただきます。 ・現在のご融資利率や返済額の試算につきましては、融資担当者までお気軽にお問い合わせください。